

宮古市新規学卒者及びU・Iターン者就業奨励金並びに高齢者雇用奨励金交付要綱

令和元年6月21日告示第12号

改正 令和4年11月10日告示第193号

(趣旨)

第1条 この告示は、新規学卒者及び市内に転入したU・Iターン者等の雇用促進及び地元定着並びに移住・定住の促進を図るため、予算の範囲内で奨励金を交付することに関し、宮古市補助金交付規則（平成17年宮古市規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 宮古市、山田町、岩泉町及び田野畑村に事業所を有し、かつ雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用を受けているものをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業（同条第1項第1号に掲げる料理店、同項第4号及び第5号に掲げる営業を除く。）及び性風俗特殊営業を行っていない者
- (2) 新規学卒者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）、大学（短期大学を含む。）、高等専門学校又は専門学校を卒業後1年以内に初めて事業所に雇用されたものであって、市内に住所を有する者をいう。
- (3) U・Iターン者 市外に3年以上居住していた者で、平成30年4月以降に市内に転入し1年以内に事業所に初めて就職した者又は平成30年4月以降に事業所に就職し、第6条に規定する登録申請をするまでに転入した者をいう。
- (4) 常用雇用者 期間の定めのない又は1年以上の雇用が見込まれる労働者で、1週間の所定労働時間が30時間以上（障がい者にあつては20時間以上）の者をいう。ただし、パート・アルバイト及び契約社員等（一定期間を経て正規雇用される者を除く。）を除く。
- (5) 高齢者 満65歳以上の者
(奨励金の種類及び交付対象者等)

第3条 この告示による奨励金の種類、交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）及び奨励金額は、別表に定めるとおりとする。

(奨励金の交付額)

第4条 交付対象者に対する奨励金の交付額は、対象者1人につき10万円とする。

(交付の制限)

第5条 奨励金の申請及び交付は、1人1回限りとする。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする交付対象者は、当該事業所に雇用された日から1年が経過した日の翌日以降に宮古市新規学卒者及びU・Iターン者等就業奨励金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(奨励金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、奨励金の交付が適当で

あると認めるときは、当該奨励金の額を確定し、宮古市新規学卒者及びU・Iターン者等就業奨励金交付決定通知書（様式第2号）により、登録が適当でないとき又は宮古市新規学卒者及びU・Iターン者等就業奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第8条 奨励金の交付の決定を受けた交付対象者は、宮古市新規学卒者及びU・Iターン者等就業奨励金請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（奨励金の返還）

第9条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の全部を返還させることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたと認められるとき。
- (3) その他奨励金を交付することが適当でないとき。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和元年6月21日から施行し、平成30年4月1日以降に就職した者から適用する。
- 2 平成30年に卒業した新規学卒者で、平成30年4月1日より前に就職した者については、平成30年4月1日に就職した者とみなす。

附 則

- 1 この告示は、令和4年11月10日から施行し、この告示による改正後の宮古市新規学卒者及びU・Iターン者就業奨励金並びに高齢者雇用奨励金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。